

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	業者番号
総合警備保障株式会社	東京都港区元赤坂1-6-6	1-002812

注) 業者番号「1-」は国土交通大臣許可業者の有資格者番号を表す。

2 指名停止措置期間

令和4年4月22日 ～ 令和4年5月21日 (1か月)

3 指名停止措置の適用範囲 茨城県が発注する建設工事等

4 事実概要

総合警備保障株式会社の元使用人は、令和3年1月9日に、業務として回収し保管していた顧客の現金約2,900万円を着服したとして、令和4年2月9日に業務上横領の容疑により愛知県警に逮捕された。

5 指名停止理由

上記事実は、「茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領」(平成6年7月14日付け監第692号。以下「指名停止等措置要領」という。)別表第2第15号アに該当する。

<指名停止等措置要領別表第2>

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、次に掲げる不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。 ア 業務に関し、法令に違反したとき。 イ、ウ (略)	当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内

問 い 合 わ せ 先

茨城県土木部監理課建設業担当

茨城県水戸市笠原町978-6

電話 029-301-4334 (ダイヤルイン)